

桜台4番街自治会設立総会

議案書

日時 平成8年3月31日(日)

午前10時～12時(予定)

千葉ニュータウン プロムナード  
桜台4番街団地管理組合  
自治会設立準備委員会

平成8年3月15日

千葉ニュータウンプロムナード  
桜台4番街団地 居住者 各位

千葉ニュータウンプロムナード  
桜台4番街団地管理組合  
自治会設立準備委員会

桜台4番街自治会の設立総会について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、私たちは、当団地管理組合自治会準備委員会として、当団地住民の団地生活における安全の確保、生活環境の改善及び親睦の推進を図り、豊かな潤いのある団地生活を築くため、千葉ニュータウンプロムナード桜台4番街団地の居住者による「桜台4番街自治会」の設立準備を進めて参りました。

この間、皆様のご意見を伺うためのアンケートの実施、「広報」を通じて皆様の質問または疑問に対する回答、自治会設立の意義についての説明により、皆様には概ねご理解をいただけたものと思います。

このたびの自治会設立に際し、皆様のご意見ご要望を基本におきまして、別添のとおり議案書を作成致しました。

つきましては、ご多忙のこととは存じますが、自治会設立総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようお願い致します。

なお、時間等の都合上、案件等及び皆様のご質問に詳細な説明ができない場合がありますので、あらかじめ議案書をお読みいただくと共に、ご質問のある方は、巻末の質問書にご記入の上、事前にご提出いただきたく存じます。

記

日 時 平成8年3月31日（日） 午前10時～12時（予定）  
場 所 桜台小学校体育館（当日は、議案書とスリッパをご持参下さい。）

総会への出席票、委任状及び質問書を次の区分によりご提出下さい。

- 1 当日設立総会に出席される場合  
「出席票」を当日会場でご提出下さい。
- 2 代理人または議長に議決権を委任する場合  
「委任状」を3月21日（木）までに管理事務所にご提出下さい。
- 3 質問書を提出される場合  
「質問書」は、同じく3月21日（木）までに管理事務所にご提出下さい。

# 出席票

桜台4番街自治会  
設立総会議長 殿

私は、桜台4番街自治会設立総会に出席致します。

平成 8年 3月 日

号棟 号室

氏名 印

き  
り

と

きりとり線

# 委任状

私は、桜台4番街自治会設立総会に関する一切の権限及び議決権行使を

1 号棟 号室 氏に委任します。

2 設立総会議長 に委任します。

(該当する方に○印を付け、必要事項を記入し、ご提出下さい。)

平成 8年 3月 日

号棟 号室

氏名 印

## 総会次第

1 開会の辞

2 経過報告

3 議長団の選出

4 議案審議

議案 1 桜台4番街自治会の設立及び設立総会における議決権に関する件

議案 2 桜台4番街自治会会則設定の件

議案 3 自主防災組織の結成に関する件

議案 4 平成8年度行事計画に関する件

議案 5 平成8年度収支予算案に関する件

議案 6 平成8年度役員選任に関する件

議案 7 管理組合との協定締結の件

5 役員挨拶

6 議長団解任

7 白井町担当者による自主防災組織等に関する説明

8 閉会の辞

## 議案 1

### 桜台4番街自治会の設立及び設立総会における議決権に関する件

桜台4番街自治会は、千葉ニュータウンプロムナード桜台4番街団地の居住者により結成するものとし、本総会における提出議案は、平成8年3月31日現在の自治会加入申し込み者のうち出席者及び委任状提出者により審議議決する。

## 議案 2

### 桜台4番街自治会会則設定の件

#### 桜台4番街自治会会則

##### 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「桜台4番街自治会」(以下自治会という。)と称し、事務所を千葉ニュータウン プロムナード桜台4番街管理組合事務所内に置く。

(目的)

第2条 自治会は、会員相互の信頼と協力の精神に基づき、団地生活の安全の確保、生活環境の改善と向上、相互扶助の推進及び親睦の強化のための諸行事の実施を通じ、豊かな潤いのある団地生活を築くとともに、地域住民としての融和団結及び郷土意識の醸成を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 会員は、千葉ニュータウンプロムナード桜台4番街団地に居住する住民のうち自治会加入の意思を表明した者とする。

(活 動)

第4条 自治会は、会員個々の自主性を尊重し、民主的自治組織として次の各号に掲げる活動を実施する。

ただし、特定の政治・宗教団体の介入及び影響を排除し、住民の利害に直結しない諸問題に関する運動及び請願等には参加しないものとする。

- 一 会員相互の親睦及び扶助に関すること。
- 二 生活及び文化の向上に関すること。
- 三 自主防災組織による防災活動及び防犯に関すること。
- 四 当団地管理組合及び他の自治会等との連携・協力に関すること。
- 五 行政機関との連絡調整に関すること。
- 六 その他、本会の目的を達成するために必要な事項

## 第 2 章 役 員

(役 員)

第 5 条 自治会には、会長 1 名、副会長 1 名、委員 6 名以上 12 名以内及び監査役 2 名（以下「役員」という。）を置く。

(役員 の 忠 実 義 務)

第 6 条 役員は、本規約及び総会の決議を遵守し、自治会のために忠実にその職務を遂行する義務を負う。

(役員 の 選 任)

第 7 条 役員は、自治会員の中から総会の決議により選任する。

2 決議の方法は、役員候補者名簿による個別信任投票とし、投票総数の過半数の信任を得た役員候補者が役員となる。

3 役員候補者は、公募によるものとし、役員候補者が役員定数を上回ったときは、選挙管理委員会を設置し、選挙を実施する。

選挙管理委員は 5 名とし、役員会が自治会員の中から委嘱する。

ただし、信任投票で過半数を得ることができなかった役員候補者がいた場合には、総会出席者の中から役員候補者を募り、総会出席者の過半数の承認を得て補充することができる。

4 役員の任期中に欠員が生じた場合は、前 2、3 項の規定にかかわらず、組合員の中から組合員の過半数の書面による合意を得たものを役員として選任することができる。

5 役員の役職は、選任された役員の互選により決定する。

(役員 の 任 期)

第 8 条 役員の任期は、第 11 条 2 項に定める定期総会（以下定期総会という。）の翌日から次の定期総会の日までとし、再任を妨げない。

2 役員 の 欠 員 に よ り 新 た に 選 任 さ れ た 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 存 期 間 と す る。

3 役員は、任期満了の後においても、新たに役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次の各項の通りとする。

- 2 会長は、自治会を代表し会務を統括するとともに町行政連絡長を兼務する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 委員は、役員会の定めるところに従い、自治会の業務を担当する。
- 5 監査役は、自治会の資産、会計及び自治会の業務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

なお、監査役は、その職務を遂行するため、役員会で意見を述べる事ができる。

(役員謝礼)

第10条 役員は、その任期を満了したとき記念品等の謝礼を受けることができる。

### 第3章 総会

(総会)

第11条 総会は、会員全員で組織し、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回原則として5月に開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合30日以内に開催する。
  - 一 会員の5分の1以上が、会長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面により請求したとき。
  - 二 会長が役員会の決定により、会員全員の意思を確認すべき重要な問題が生じたと判断したとき。
  - 三 監査役が、自治会の資産、会計及び自治会の業務の執行状況について不正があると認め、会員全員に諮ることが必要と判断したとき。

(総会の招集及び手続き)

第12条 総会の招集は、会長が行うものとし、招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、総会の日時、場所、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して会員に発しなければならない。



(出席資格)

第13条 会員の他、会長が必要と認めた者は、総会に出席することができる。

(議決権及び決議)

第14条 会員はその住戸につき1個の議決権を有し、その行使については、代理人によるほか議長に委任することができる。

2 総会は、会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立し、議決は、出席会員の過半数をもって決する。

ただし、可否同数のときは、議長が決定する。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会において会員の中から選出する。

(決議事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を得なければならない。

- 一 会則(会則に基づき定めた協定を含む。以下同じ。)及び細則の制定、変更及び廃止
- 二 役員を選任及び解任(第7条4項の規定により選任する場合を除く。)
- 三 活動計画及び報告
- 四 収支予算の決定及び変更
- 五 収支決算報告
- 六 会費の金額変更
- 七 自治会の運営または業務執行に係る重要な方針の決定及び変更
- 八 その他会員の共同の利益に係る重要な事項

(総会の議事)

第17条 総会においては、第12条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について、組合員の3分の2の書面による合意があったときは、総会の決議があったものとみなす。

3 議長は総会の議事について、議事録を作成しなければならない。

## 第 4 章 役 員 会

(役員会)

第 1 8 条 役員会は、総会の決議及び会則等に基づき、自治会の運営及び活動のための細部事項を決定し、会務を執行する。

2 役員会の議長は、会長とする。

(役員会の招集)

第 1 9 条 役員会は、必要の都度会長が招集する。

2 副会長または委員が、副会長及び委員の3分の1以上の同意を得て役員会の招集を請求した場合には、会長は速やかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の会議及び議事)

第 2 0 条 役員会の議事は、役員の過半数が出席しなければ開くことができず、その議事は出席役員の3分の2以上の多数で決する。

2 会長は、必要と認める場合には、役員会に役員以外の者を出席させることができる。

3 役員会の議事については、議事録を作成し、会員の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(役員会の行事等の実行組織)

第 2 1 条 役員会の行事等の実行組織として、各種行事等ごとに「実行委員会等」を設けるものとし、別に定める細則による。

## 第 5 章 会 計

(会計年度)

第 2 2 条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(経 費)

第 2 3 条 自治会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第 2 4 条 会費は、一住戸につき月額250円とし、納入方法は、次の要領で行う。

- 一 6カ月分1, 500円を一括前払いとする。
- 二 納入月は、4月、9月とする。
- 三 中途入会者の会費は、入会月からとし、中途退会者の会費は、退会月までとするが、既納の会費は返還しない。

(収支予算の作成及び変更)

第25条 会長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 収支予算案を変更しようとするときは、会長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

(収支決算)

第26条 会長は、毎会計年度の収支決算報告を監査役の監査を経て通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(帳簿等の保管)

第27条 会長は、次の各号に掲げる帳簿等を組合の事務所において保管し、会員の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

- 一 会員名簿
- 二 会計帳簿
- 三 資産目録

(弔慰金)

第28条 会員の葬祭及び弔慰金等については、別に定める細則による。

## 第6章 雑 則

(細則の設定)

第29条 この会則に定めるもののほか、自治会の業務の執行に必要な事項については、別に細則を定める。

第30条 会則及び細則(以下「会則等」という。)は、会長が自治会の事務所において保管しなければならない。

## 附 則

(適用期日)

第1条 この会則は、平成8年3月31日から適用する。

## 実行委員会等に関する細則

第1条 この細則は、会則第21条に基づき定める。

第2条 各種行事等の実施に当たっては、各行事等ごとの実行委員会または世話人（会）（以下「実行委員会等」という。）を設けて、当該行事等の細部計画を作成し実施する。

第3条 会長は、年度計画に基づき、各種行事等を実施する際は、事前に当該行事を実施するために必要な実行委員または世話人（以下「実行委員等」という。）を会員の中から募集し、各種行事等を担当する自治会の役員を含めて実行委員会等を組織する。

第4条 実行委員会等は、当該行事の計画及び実施に関して、役員会の承認を得なければならない。

第5条 実行委員会等の長は、実行委員会等の委員の互選により決定する。

第6条 実行委員会等は、当該行事の終了をもって解散する。

## 会員の葬儀及び弔慰金に関する細則

第1条 この細則は、会則第28条に基づき定める。

第2条 自治会は、会員の葬儀に際しては、遺族の要請に基づき支援する。

第3条 葬儀の支援の範囲は、通夜から告別式の終了までとし、遺族に要請された事項とする。

第4条 弔慰金については、5,000円とする。

## 議案 3

### 自主防災組織の結成に関する件

自治会は、団地住民を各種の災害から守るため、災害時の連絡、救護を組織的に実施するための自主防災組織について検討するとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図りたいと思います。

また、平成8年度中を目途に自主防災組織を結成し、行政当局の支援を得て、段階的に防災体制を整えて行きたいと思います。

## 議案4

### 平成8年度行事計画に関する件

#### 1. 活動方針

- ①. 会員相互の親睦と理解をはかるため、以降に掲げる行事を行う。
- ②. 関連機関と協力・連携し、防災意識の向上と防災訓練の実施を行う。
- ③. 近隣自治会と協力・友好を深める。

#### 2. 主な行事計画

年・月	行事内容	白井町及び管理組合の行事
H8/3月	創立総会(3/31)	
4月		
5月		管理組合第2回総会 ゴミ・ゼロ運動(5/30)
6月		
7月		
8月	夏祭り フリーマーケット	白井町夏祭り
9月		
10月	防災訓練	町民運動会、白井梨マラソン大会 白井町ふるさとまつり
11月		白井町文化祭
12月	モチつき大会	年末大掃除
H9/1月		
2月		
3月		
4月		
5月	第1回通常総会	管理組合第3回総会

#### ☆☆ その他の行事

- ・会員の希望があれば予算の範囲内で実施することも有ります。
- (例) ソフトボール大会、キャンプ、囲碁教室、パソコン教室、など

## 議案 5

平成8年度収支予算案に関する件  
 (平成8年4月1日～平成9年3月31日)

## 収入の部

(単位: 円)

項 目	金 額	摘 要
会 費	1,050,000	350世帯×250 円/ 月×12ヶ月=1,050,000
補 助 金 (1)	440,000	白井町より自治会運営補助金 400世帯×1,100 円/ 世帯 = 440,000
補 助 金 (2)	80,000	白井町より地区コミュニティ活動助成金 40,000 円+200 円×200 世帯 = 80,000 * 200 世帯を越える世帯数×200 円/ 世帯
補 助	(205,000)	白井町より防災資機材等交付 初期消火及び避難救護等 205,000円相当
区 長 手 当	60,000	町行政連絡長区会業務手当
合 計	1,630,000 (205,000)	

## 支出の部

(単位: 円)

項 目	金 額	摘 要
行 事 費	800,000	夏祭り 600,000 餅つき 200,000
防 災 対 策 費	100,000	防災訓練費, 必要備蓄物等
広 報 印 刷 費	40,000	自治会報
事 務 用 品 費	60,000	ワ-プロ紙, 印鑑, ゴム印, 文房具等
備 品 費	60,000	自治会旗, 腕章, ロッカー等
会 議 費	200,000	渉外費, 交通費, 弔慰金, 保険料, 負担金等
予 備 費	370,000	各行事の不足補充, 計画外行事
合 計	1,630,000	

## 議案 6

### 平成8年度役員選任に関する件

桜台4番街自治会会則第5条に定める役員を同会則7条2項の規定に基づき選任する。



## 議案 7

### 管理組合との協定締結の件

桜台4番街自治会は、自治会の運営及び活動に関し、管理組合と相互協力及び施設、機材等の使用に関する協定を締結したいと思います。

協定の主な項目は次のとおりです。

- 1 相互協力及び連絡会の開催
- 2 管理事務所及び集会所の無料使用
- 3 事務用機材の有料使用
- 4 資機材、書類及び什器等の保管場所の提供
- 5 掲示板の使用

細部については、自治会と理事会で協議し、自治会長と理事長の間で協定を締結致します。

